

諸外国における在住外国人に対する言語学習制度の状況調査

| | |
|---------|--|
| 調査国名 | ドイツ |
| 事務所名 | ロンドン事務所 |
| 記入者名 | 所長補佐 新野 |
| メールアドレス | mailbox@ilgc.org.uk |

【基本的な情報について】

設問1 貴国内の人口数等について記載してください。

- ・ 国内の総人口数 83,121,363 人 (2021年3月時点)
- ・ 国内の在住外国人数 10,627,210 人 (2021年3月時点)

総人口に占める在住外国人数 12.79%

【在住外国人に対する公的な言語学習制度について】

設問2 在住外国人に対する自国語（移住先の言語）の公的な言語学習制度（以下「言語学習制度」という）はありますか。

- ある → 設問3にお進みください
- ない → 設問13にお進みください

設問3 在住外国人に対して、言語学習制度を受けることを義務化していますか。
例えば、永住許可の条件としている場合など、一定の条件を化している場合は「3 その他」にその内容をご記入ください。

- 義務
- 任意
- その他（以下に御記入ください）

ドイツには「統合プログラム（※）」という言語学習制度がある。
ドイツ語による意思疎通ができない長期滞在外国人や、ドイツ国籍を保有する移民等が対象となっている。
また、最低限必要な程度のドイツ語ができない人に対しては、参加を義務付けることができ、社会保障を受けるための条件にもなっている。

（※）外国人に十分なドイツ語教育を施して、言語能力を養成し、文化事情を学ばせることで、外国人をドイツ人社会へ「統合」させる目的を持つ。

設問4 言語学習制度の実施主体についてお答えください。（複数選択可）

国の統合コースのほか、州や自治体等でそれぞれ言語学習等に関する施策を実施している

- 国

・連邦移民難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge BAMF）が基本方針を定め、統合講習の実施のための手続きを決め、国家の下部執行機関の役割を果たす
・連邦移民難民庁は、統合講習を行う機関に講習実施の許可を与える。
・統合プログラムの実施主体に対して直接財源支給を行う。

- 州

*統合プログラムにおける州の役割についての情報が見当たらなかった。

- 地方自治体

・市町村の外国人局を通じた、受講者の資格確認、情報提供等

- その他（以下に御記入ください）

市民大学、民間の語学学校や専門学校、カルチャーセンター等：統合コースの実施機関としての役割

設問5 言語学習制度の運営主体についてお答えください。（複数選択可）

- 公立の語学学校
- 民間の語学学校（国等から委託等）
- その他（以下に御記入ください）

カトリック、プロテスタントなどキリスト教の団体が設置者となっている事例も多く見られる。
一番多いのは、地域の生涯学習、継続教育機関である市民大学（Volkshochschule, VHS）である

設問6 言語学習制度の財政負担者についてお答えください。(複数選択可)

国

・統合プログラムの実施主体に対して直接財源支給を行う。

州

地方自治体

その他(以下に御記入ください)

設問7 言語学習制度の受講対象者についてお答えください。(複数選択可)

※ 統合プログラムの受講対象者

就学後の成人

就学後の未成年

就学中の学生

就学前の子ども

その他(以下に御記入ください)

} 設問9にお進みください

→ 設問8にお進みください

→ 設問9にお進みください

設問8 設問7で「就学前の子ども」を選択した方にお聞きます。就学前の子どもに対する具体的な取組内容を以下に御記入ください。

設問9 言語学習制度の総学習時間(又は上限時間)についてお答えください。

統合プログラムの言語コースは、基礎コース(300授業時間)と発展コース(300授業時間)からなり、600授業時間で構成されている。それ以外に、900授業時間や600授業時間の集中コースもある。理論的には600授業時間を半年程度で修了することが可能であるが、受講者の生活状況(育児、労働)により修了するまでの期間は様々である。
頻度・期間についての具体的な規定はないが、受講資格を提示されてから2年以内に修了試験に合格した場合、支払った参加費の半額が還付される。

設問10 言語学習制度の中で、学習レベルの目標設定や求める水準はありますか。

ある（具体的な内容を以下に御記入ください）

統合プログラムの言語コースでは、欧州評議会が定めた「ヨーロッパ言語を対象とする共通の語学力参照枠組」におけるB1レベルの「自立した言語使用者」を目指している。

ない

設問11 言語学習制度の受講者の受講料負担はありますか。

ある（具体的な内容を以下に御記入ください）

受講者の負担分（1レッスンは2.20ユーロ）以外は、連邦予算から支出されている。ただし、対象者の状況（難民、経済的困窮者等）により減免の申請ができる。

ない

設問12 言語学習制度の授業形態についてお答えください。（複数選択可）

- 対面授業
- オンライン授業

※実施主体によっては、コロナ禍により、オンライン授業に移行したものが有る模様。

- その他（以下に御記入ください）

設問13 言語学習制度の講師になるための資格（又は要件）はありますか。

- ある（具体的な資格名（又は要件）を以下に御記入ください）

国の統合コース条例では、教員の入学要件を以下のように定めている。

・統合コースで第二言語としてのドイツ語を教える教師は、外国語としてのドイツ語または第二言語としてのドイツ語の学位を取得していなければならない。
※これらの職業資格がない場合は、連邦庁が指定する追加資格に参加した場合にのみ、教職に就くことができる。

・識字教育コースで教える教師は、識字教育の分野で十分な専門的資格と適性を有することを証明できなければならない。

・オリエンテーションコースの教師は、教えるのに十分な専門的資格と適性があることを証明しなければならない。

- ない（主にどのような方が講師を担っているか以下に御記入ください）

設問14 言語学習制度にボランティアが関わることはありますか。

- ある（ボランティアが担っている主な役割を以下に御記入ください）

- ない

設問15 言語学習制度、又はそれ以外の制度の中で、在住外国人に対して市民教育オリエンテーション（国の概要、社会慣習等）を実施していますか。

- 言語学習制度の中で実施している（主な内容、学習期間（時間）を以下に御記入ください）

内容：ドイツの文化、行政、仕事に関するオリエンテーション
学習時間：60時間

- 言語学習制度以外の制度で実施している（実施主体、主な内容、学習期間（時間）を以下に御記入ください）

- ない

【在住外国人に対する公的以外の言語学習制度について】

設問16 在住外国人に対する公的ではない自国語（移住先の言語）の言語学習は主にどこで行われていますか。（複数選択可）

- 大学
- 民間の語学学校（専門学校等）
- 企業
- 地域の語学教室（主な運営主体を以下に御記入ください）

地域の移民・難民支援の市民団体（NGO）を通じて、多くのボランティアが言語学習に関わっている。

- その他（以下に御記入ください）

設問17 公的ではない言語学習に対して、国や州等から補助金等の財政支援は行われていますか。

- 財政支援がある（具体的な支援の内容を以下に御記入ください）

地方自治体は、地域の市民団体を財政支援しているため、その中には、多文化理解等に取り組む市民団体も含まれている。

- 財政支援がない

設問18 公的ではない言語学習に対して、国や州等が財政支援以外の支援は行われていますか。

ある（具体的な支援の内容を以下に御記入ください）

国や州による公的ではない言語学習への支援事例は見当たらなかったが、バイエルン州エアランゲン市では、市が無償で、ドイツ・ロシア文化協会に施設を提供している。主にロシアにルーツを持つ人々が、教育や文化的な活動（ロシア語、ドイツ語などの言語教育、バレエ等）を行っており、ドイツ人を含む20カ国以上の人が参加している。同様の取り組みは他の市町村でも見られる。

ない

【就学中の在住外国人の学生に対する取組について】

設問19 就学中の学生に対して、学校内で特別な言語教育の支援を行っていますか。

子どもの学校編入準備コースがある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下に御記入ください）

子どもの補習校（母語での補修クラス）がある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下に御記入ください）

実施していない

その他（以下に御記入ください）

【ニーダーザクセン州】ドイツ語能力に問題がある児童が学校あたり10人いる場合は、特別クラスの設置が義務付けられている。この場合、特別クラスの構成生徒の学齢は問わず、また複数の学校にまたがって設置することも可能である。小学校1年生から4年生は週20時間、5年生から10年生は週30時間のクラスが設置される。さらに、必要な場合には、前述の特別クラス修了者を対象として、追加支援クラスを設置することができる。この場合、小学校1年生から4年生は週4-6時間、5年生から10年生は週5-10時間のクラスが設置される。各学年に編入されるために必要な言語の標準はなく、学校と個人の協議で決められる。

【在住外国人に対する企業での取組について】

設問20 在住外国人を雇用する企業に対して、雇用する外国人に対する言語学習の義務はありますか。

ある

ない

義務ではないが、実施する場合支援を行っている。（支援内容を以下に御記入ください）

その他（以下に御記入ください）

設問は以上です。お忙しいところ御協力ありがとうございました。